

<p>件 名</p>	<p>5陳情第10号 行政庁としての指定管理者が管理する、瑞穂町の公の施設の業務に従事する職員は刑法第7条の適用対象であるかについて、明らかにすることを求める件</p>
<p>【趣 旨】 行政庁としての指定管理者が管理する、瑞穂町の公の施設の業務に従事する職員は、刑法第7条の適用対象であるかについて、明らかにすることを求める。</p> <p>【原 因】 行政庁としての指定管理者が管理する、瑞穂町の公の施設の業務に従事する職員が、刑法第193条の公務員職権濫用罪の適用対象であるかについて、不明である。</p> <p>【理 由】 瑞穂町の公の施設の業務に従事する職員が、刑法第7条の適用対象であるかについて、明らかにする必要がある。</p>	

※原文のまま掲載しています。